

第12章 準備書についての知事の意見

第12章 準備書についての知事の意見

「川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地地区画整理事業 環境影響評価準備書」に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第16条の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 計画地内には小学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）が存在していることから、通学時における生徒への影響が懸念される。建設機械の集中した稼働や資材運搬車両の渋滞等により、大気汚染物質、騒音及び振動が発生して通学時の生徒に影響が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。
- (2) 近年の気象災害事例を踏まえ、調整池からの越水、濁水の流出が生じないよう十分な調整池を設置すること。また、周辺河川の一部においては、過去の台風被害によって護岸が崩壊した箇所があることから、計画地からの排水については、放流先河川に被害が生じないよう検討すること。
- (3) 造成計画について、盛土量が切土量より多くなっているため、当該盛土材の使用については、施工時期との整合をとり、また外部から残土の搬入があった場合の搬入土壤の管理を適正に行うこと。
- (4) 本地域の屋敷林については、保全の対象になっていないとしても地域の資産であることから、開発予定の緩衝帯として活用するなど、その保全を検討すること。
- (5) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標（NDC）や、県、日高市のカーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。
- (6) 計画地内に存在する小学校等の通学路の一部が改変されるため、十分な安全対策を行うこと。また、屋敷林の伐採や、物流施設などの長大な建物建造物による日影など、事業に伴う地域への影響も大きいことから、本事業計画について地域住民とのコミュニケーションを十分に図ること。

2 動物

引用文献や保全すべき動物種について、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。

3 景観

(1) 歩行者専用道路の工事にあたり、景観の観点から高萩北小学校に植えられている桜並木の根を傷つけないよう留意すること。また、併せて歩道には透水性のある素材の使用を検討すること。

(2) 景観資源の調査地点 No.2 については、当該地域特有の屋敷林が良く視認できる地点であることから、当該屋敷林を伐採する場合には、予測評価地点として追加すること。

4 景観・日照阻害

予測評価の前提となっている建造物の高さや広さについて、当該規模を前提とした根拠を評価書において丁寧に記載すること。

5 史跡・文化財

計画地内に存在する旭ヶ丘遺跡及び一部存在する捨石遺跡、王神遺跡については、既に実施済みの試掘箇所だけでなく、当該箇所より東側に遺跡が存在する可能性があるので留意すること。

また、遺跡の範囲が造成工事における切土部分と重なることから、埋蔵文化財が確認された場合は、まずは出来る限り保存することを検討し、保存できない場合は市教育委員会に確認し、記録保存などの対応を行うこと。

6 廃棄物等

(1) 産業廃棄物の処理について進出企業に対して指導するとあるが、市には産業廃棄物の指導部署がないことから、現実的に対応できる部署を具体的に記載すること。

(2) 廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス削減の観点からも、できる限り廃棄物の発生量を抑制すること。

7 事後調査

- (1) 計画地内には小学校等が存在しており、通学時における生徒への配慮が重要である。工事中においては、資材運搬車両の走行に起因する交通渋滞のような短期的な条件が発生する可能性があり、現在の予測結果と異なることが想定されるため、工事中の通学時間帯における大気質の調査を行い、結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。
- (2) 計画地からの雨水排水先の河川においては、現状においても降雨時の浮遊物質量が環境基準を超える値を示していることから、本事業による河川への影響を把握するため、事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加するなど、さらなる水質の悪化が生じないようにすること。

